（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（令和４年４月１日作成）

法　令　名	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法
根 拠 条 項	第 20 条第１項、第２項
処分の概要	共済事業認可の取消し
法令の定め	第 20 条第１項　行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体の第３条の認可を取り消すことができる。 第 20 条第２項　行政庁は、共済団体が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該共済団体の第３条の認可を取り消すことができる。
処 分 基 準	
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課社会教育指導係 （電話番号：011-231-4111（内線）35-516）
問い合わせ先	同上　（電話番号：　　）
備　　考	http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/shitei/shinsakizyunichiran.htm